

岩手県知事

達増 拓也 様

建設産業振興対策に関する要望

令和4年12月23日

一般社団法人 岩手県建設産業団体連合会

会長 向井田 岳



一般社団法人 岩手県建設業協会

会長 向井田 岳



建設産業振興対策に関する要望

県におかれましては、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化、ウクライナ危機や円安により経済の先行きが不透明な状況において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と県内経済の活性化という非常に難しい対応を迫られるなか、関係団体の声を聞きながら多方面に対処していただいていることに感謝と敬意を申し上げます。

加えまして、東日本大震災津波から11年9か月が経過する中、台風被害を含め復興の完遂に向けて官民が総力を挙げ邁進し、県民の命を守り「いわて県民計画」が目指す希望郷いわての実現に向けた着実な取組みに感謝申し上げます。

我々建設産業がよりどころとする新・担い手3法とその運用指針では、災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、測量・調査及び設計の品質確保の4本柱を中心に見直しがされております。

これを受け業界におきましても、働き方改革につながる週休二日制の導入、長時間労働の是正、技能や経験にふさわしい処遇向上、社会保険への加入促進、生産性の向上につながるICTの活用、工事書類の作成負担の軽減、そして若年層が魅力を感じられる環境整備に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら業務を進めているところであります。

一方、本県の公共事業の状況を見ますと、震災と台風関連工事の発注はほぼ終息したことにより、防災・減災、国土強靱化5カ年加速化対策による補正予算措置はあるものの、通常分の公共事業費は減少しており、今後もさらに厳しい状況が続くものと危惧しているところであります。

私ども地域に精通した建設産業は、地域に必要な社会資本整備の担い手として、さらにはエッセンシャルワーカーとして地域の安全・安心の確保に尽力しています。

特にも、近年多発している地震、豪雨、台風などの自然災害、そして家畜伝染病への迅速な対応など、建設産業の必要性和重要性が一段と増している状況にあります。

このような社会的な使命を果たしていくためには、何より健全で安定した経営を確保する必要がありますが、近年の公共事業を取り巻く厳しい状況に対し、将来の安定かつ継続的な経営環境の維持に危機感を募らせています。

岩手県建設産業団体連合会及び岩手県建設業協会といたしましては、このような厳しい環境の中にあっても、沿岸・内陸の地域や業種の区分を問わず、オール岩手で地域の安全・安心の守り手として精一杯頑張っていく所存でございます。

つきましては、働き方改革、生産性の向上、入札制度について、どうかご配慮をいただき、より一層の工事施工の円滑化と担い手確保等が可能となる環境を整えていただければと考え、要望書を取りまとめました。

県におかれましては、意をお汲み取りいただき、特段のご配慮を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

令和4年度 建設産業振興対策に関する要望項目

工事全般

1. 働き方改革について

- (1) 社会インフラ整備と国土強靱化の計画的推進に係る予算の確保について
- (2) 国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組について
- (3) 建設資材や燃料の価格高騰への対応について
- (4) 発注、施工及び引渡時期の平準化について
- (5) 建設現場の「週休2日」について
- (6) 若年者の入職・育成並びに女性の活躍推進策について
- (7) 中間前払金制度の活用について
- (8) 地域建設業の社会的役割と公共事業の重要性の戦略的広報について

2. 生産性の向上について

- (1) 災害時における施工確保対策について
- (2) 適時・適切な設計変更について
- (3) 生産性の向上につながるICT（情報通信技術）の活用について
- (4) 適正な設計・積算について
- (5) 工事書類の標準化・共有化について
- (6) 営繕工事における工事量の確保と施工における課題について

3. 入札制度について

- (1) 予定価格の適正な設定について
- (2) 低入札価格調査制度について
- (3) 予定価格の公表について
- (4) 入札参加資格における技術等評価点及び技術提案評価について

1. 働き方改革について

(1) 社会インフラ整備と国土強靱化の計画的推進に係る予算の確保について

①社会インフラ整備予算の確保

近年ようやく公共投資額は下げ止まり傾向にあるものの、地方における建設企業の経営、特に本県においては、東日本大震災関係の工事発注が終ったことによりかなり厳しい状況となっております。

岩手県における 2023 年度の予算要求・調整要項によりますと、東日本大震災からの復旧・復興に係る取り組みについては、被災者の心のケアなど継続が必要な事業について引き続き実施するとともに「いわて県民計画」と第 2 期アクションプランを着実に推進するため、全ての事務事業をゼロベースで見直し、施策の選択に当たっては事業効果や効率性を重視し、優先度・緊急度などを踏まえて厳しく選択を行うこととしております。

そして、公共事業の通常分については、「22 年度×1.10 以内」とし、1.00 倍を超える部分については国土強靱化などの安全・安心分野に限り予算要求を認めるとし、震災分については「所要額」としています。

公共事業全体としては、令和 4 年度の発注状況において、東日本建設業保証㈱岩手支店の 10 月末までの前払い金、保証取り扱い状況では、前年度同期比金額で 24.7%減となっていることから、年間を通じれば前年度を下回る恐れがあり、そこまで削減されることとなりますと、各企業では経営を維持することが困難な状況となります。

建設業界は、社会資本や県民の安全・安心を守る使命があり、地域におけるインフラの維持・管理や災害対応、除雪、家畜伝染病発生時への対応を担っていくためには、中長期的な建設投資の姿を見通せるよう明確な公共事業予算の安定的・持続的な確保が必要であります。本県は、建設投資額のうち都道府県別公共投資額の比率が常に上位に位置（平成 26 年～29 年・令和 2 年は全国 1 位）となっており、いかに公共事業への依存度が高いかご理解をいただければと思います。

つきましては、当初予算において、地域の建設産業が経営を維持できる予算額を措置していただくとともに、工期を勘案した早期の発注及び予算の執行状況にかかる情報の提供についてお願いします。

また、県営建設工事の執行にあたりましては、各級・各地域の均衡に一層のご配慮をお願いします。

②国土強靱化の計画的推進予算の確保

国の2021年12月の補正予算において、22年度が2カ年目となる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」には、1兆5,210億円を措置し、風水害・大規模地震対策や老朽化対策など国土強靱化の取り組みを着実に推進するとしています。

この補正予算は、少しでも補正予算措置の課題を解消するため、国交省は新たな仕組みを設け、補正予算で措置した事業の事故繰越を避けるため工期を1年内とするなどの制約があったものを、事業加速円滑化国債を約1,000億円設定し、当初予算と同様に複数年度にわたる工事発注を制度的に可能としました。

岩手県は21年度の2月補正予算において、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保関連の公共事業費を121億円余措置していますが、今年度の発注状況が大幅に減少している状況もあり、国土強靱化関連工事の発注がどのような状況にあるのか把握できない状況にありますので、次年度以降の発注においては、一般工事と国土強靱化工事が区別できるような発注をお願いします。

また、昨年度も要請していますが、国に対して補正予算ではなく当初予算による予算確保の働きかけについて、23年度においても国においては第2次補正で行うとしておりますので、24・25年度については、当初による予算措置を国に働きかけるよう引き続きお願いします。

加えて、5か年加速化対策が終了までに3年（実質23年度分が22年度補正予算となったことからあと2年）となりましたので、終了後も5年ごとに緊急事業をまとめた「5か年中期計画」の継続的な策定と、10年先を見据えた長期計画の策定を国に働きかけていただくようお願いします。

また、同じ工種に偏らないように工種を広げていただくとともに、下位等級にも発注されますよう併せてご配慮をお願いします。

(2) 国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組について

国際リニアコライダー（ILC）は、北上山地が国内建設候補地とされており、その実現に向けて、2020年8月には、ILC国際推進チームが設立され、ILC準備研究所の設立に向けた国際的な活動がスタートするとともに、東北では、関係自治体や大学等による「東北ILC事業推進センター」が発足し、地域も主体となって受入環境整備等の取組を進めております。

しかしながら、2022年2月の有識者会議による「ILC計画の諸課題に関する議論のまとめ」では、「現時点では、提案された規模でのILC準備研究所への移

行は時期尚早」とされ、「関係国の財政事情を踏まえ、I L C計画は再検討する時期」とされました。

これを受け、KEKが「有識者会議の結論を受けたI L Cの進め方」を公表し、I L C国際推進チームと協力のうえ、I L C準備研究所に代わって加速器開発研究を行う枠組みにより共同研究を行うことを提案し、I L Cを含めた次世代加速器の進展のための重要な技術開発等を図るとしています。

また、4月のICFA（国際将来加速器委員会）の公表では、I L C国際推進チームの枠組みにより、日本でI L Cを更に進展させ実現させることを目指したグローバルな研究者コミュニティの活動の調整に引き続き取り組むとしています。

I L Cの実現は、岩手県に国際科学技術イノベーション拠点形成され、研究者等と地域との交流による岩手県全体の発展が期待されるとともに、その波及効果は東北、日本全国、そして世界に及ぶものであります。

本県においても、いわて県民計画に掲げるI L Cプロジェクトを全庁挙げて推進するため、岩手県I L C推進本部を設置し、部局横断的に産業振興や地域文化の多文化共生など、I L Cの実現効果を高めるよう取組を推進していることは承知していますが、この一年、一年が非常に重要な時期と捉えております。

つきましては、I L Cの実現に向け、日本政府主導による国際的な議論と国民理解が進むよう、関係機関と連携して強力に取り組むとともに、令和5年度の政府予算において国際協力による加速器の研究開発費の十分な措置がなされるよう国に働きかけるようお願いいたします。

(3) 建設資材や燃料の価格高騰への対応について

新型コロナウイルス感染症の長期化、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響を受けて、建設資材価格も高騰が続いており、加えて円安の加速が輸入物価の一段の上昇をもたらし、建設産業界にも大きな影響が及んでいます。

さらに、設備関連や一部建築資材において、納期遅延の発生による工期延伸、また、代替品調達による費用増もあり、今後も多くの建設資材に納期遅延やひっ迫の恐れが懸念されており、中小企業の経営を圧迫している現況にあります。

公共工事においては、物価高騰への対応としてスライド条項が盛り込まれており、県としても国の運用ルールを踏まえて対応をさせていただいているところではありますが、さらなる工事の円滑な施工確保を図るための改善策として、第一に手続きの簡素化、第二に価格変動幅が大きいことが予想される工事材料等をあらかじめ設計変更対象品目に指定し、工事請負契約締結後、変動幅が一定の割合を超えた場合に通常的设计変更により工事請負額に反映させるなど、受発注者双方の負担軽減のためにも、価格変動に関する柔軟な対応を検討していただきますようお願い

いたします。

(4) 発注、施工及び引渡時期の平準化について

公共工事の施工時期の平準化は、令和 2 年の公共工物品質確保促進法の改正により「発注者の責務」として規定するとともに、入札契約適正化法においても平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」としています。

東北エリアでの市町村の施工時期の平準化に向けた取り組みが広がっていますが、東北地方整備局の集計によると、東北 6 県の 226 市町村（仙台市除く）の 8 割が平準化の取り組みを実施しています。

国交省は、「さしすせそ」の取り組みと銘打ち、平準化につながる 5 つの施策を実施していますが、公共工物品質確保促進法の運用指針を踏まえた「新・全国統一指標」の 2020 年度の取り組み状況によると、東北ブロックの施工時期の平準化率は 0.74。24 年度に 0.75 の達成を目指しています。

東北 6 県の平準化率（20 年度実績）を見ると、県域ベースで最も数値が高いのは宮城の 0.79 で、24 年度目標値の 0.75 をクリアしていますが、岩手は 0.73（24 年度目標値 0.80）と目標値に達していませんので、国・県・市町村が一体となって平準化を目指していただくようお願いします。

ただし、折角、早期発注がなされても、用地問題や支障物の移設等によって直ちに着工出来ないケースが多々ありますので、発注時における設計図書のチェックの精度を高め入札に付していただくとともに、発注に当たっては、各地域、各級のバランスを勘案しながら平準化を進めるようお願いします。

(5) 建設現場の「週休 2 日」について

建設業においては、建設現場の「週休 2 日」は、若年者の入職等を考えた時、避けて通れない重要課題となっております。

東北地方整備局の令和 4 年度の週休 2 日工事の基本方針は、労働基準法の改正により建設業については、令和 6 年から時間外労働規制が適用されることを踏まえ、令和 4 年度も引き続き「全ての工事を対象に、発注者指定方式の週休 2 日工事の発注を原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望方式で発注することができる。また、現場閉所が困難な工事については、週休 2 日交替制モデル工事（発注者指定方式、受注者希望方式）による発注とする」こととしています。

また、週休 2 日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた間接工

事費等の補正（係数）を実施することとしています。

岩手県においてもその補正係数は国土交通省と同様としていますが、他県の建協の試算によると平成 29 年度に実施した週休 2 日（4 週 8 休）では、平均で 7.7%の補正が必要としておりますので、補正係数を引き上げていただくとともに、設計上では週休 2 日としての設計労務単価としているとしていますが、実態を踏まえて割増などの見直しについてお願いします。

令和 6 年 4 月からは建設業においても働き方改革の一環として、罰則付きの時間外労働、労働規制が適用されますが、建設業は元・下請、民間工事を施工しているほか、維持管理や除排雪の業務を行うなど様々な形態の企業があることから、適正（十分）な工期の設定をお願いします。

また、週休 2 日体制を実施するために交替制による休日確保を推進するとしておりますが、人手不足の現状では、簡単には交替要員がいない状況にあります。

特に、維持管理業務は年中無休であり、除排雪業務では待機状態の対応が多く発生しますので、業務委託については、災害対応と同様に令和 6 年 4 月以降も時間外労働の上限規制の特例措置にさせていただくよう関係機関に働きかけをお願いします。

いずれ、全工事及び業務委託が一斉に週休 2 日体制を取れるような仕組み、環境の整備についてお願いします。

（6）若年者の入職・育成並びに女性の活躍推進策について

わが国の産業全体に共通する課題は、人口減少や高齢化にともなう担い手不足であります。それは建設産業及び建設生産システムも例外ではありません。

建設産業が安定的・持続的に発展していくためには、将来の建設業界を担う小中学生、高校生、大学生に建設業の魅力を理解していただくための強いアピールが必要であります。岩手労働局は 10 月 28 日に 2023 年 3 月卒業予定の県内高校生の就職内定状況（9 月末現在）を公表していますが、県内就職希望者の内定率が 71.7%と、1996 年度の調査開始以降で最高となっています。そのうち建設業には 189 人（全体の 12%）が内定者となっておりますが、さらなる入職を推進するためには、各企業だけでは限界がありますので、今まで以上のご支援をお願いします。

また、高校において建築系コースを入学希望する生徒が少なく、担い手確保がままならない状況にありますので、教育機関と連携しながら対応策の検討を是非ともお願いします。

県においては、令和 3 年 5 月に「新たな県立高等学校再編成計画後期計画」を策

定し、その具体的方法を示しておりますが、業界としては、主要地域に建設系工業高校及び短大の維持そして充実が必要と考えております。特に、ICT（情報通信技術）を学べる測量機器の導入が進んでいない実態を踏まえ、建設現場の生産性向上策であるアイ・コンストラクションを進める中、将来を担う若者が最新機器で学べる環境を提供できるような予算の確保をお願いするとともに、校舎の環境整備につきましても入学の決め手になると思われまますので、合わせてご検討いただきますようお願いいたします。

また、若手技術者の育成として各種研修や現場体験のできる場を作っていただくようお願いいたします。

全国建設業協会では、令和2年3月に建設業5団体等及び国土交通省の共同で策定した「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を踏まえ、「地域建設業に向けたロードマップ」を策定しました。

ロードマップの柱として、①働き続けられるための環境整備を進める（女性の入職者数に対する離職者数の割合を令和6年度までの間、前年度比で減少させる）②女性に選ばれる建設産業を目指す（「入職者に占める女性の割合」を令和6年度までの間、前年度比で増加させる）③建設産業で働く女性を応援する取組を全国に根付かせる（令和6年度までに全都道府県協会において女性部会の設立と「建設産業女性定着支援ネットワーク」への加入を目指す）としております。つきましては、本会としても女性がさらに活躍できる職場環境を整えていく必要がありますので、引き続きご支援くださるようお願いいたします。

また、岩手県では業界の女性団体の協力を得て「けんせつ小町部会」を運営しておりますが、このような取組に協力的な事業所に対する評価も必要と思われまますのでご検討をお願いいたします。

（7）中間前払金制度の活用について

平成11年度から建設業の資金繰りを考慮して導入された中間前払金制度については、毎年改善をお願いしているところですが、実際の利用率が低い現状を分析すると、その原因は契約手続きの矛盾が利用を阻んでいる状況にあることが分かりました。昨年も周知頂いておりますが、再度契約手続きの合理的かつ速やかな対応について次のとおりお願いいたします。

中間前金払を請求する時期に、請負金額を変更する設計変更が行われている場合がありますが、現状も請負金額の変更金額が速やかに確定することはありません。

設計変更をその都度行わずに、金額が未定のまま指示書による工事施工が先行することが多いのが実状です

このため、中間前払金を請求するには、岩手県から「認定調書」をもらわないと請求できませんが、この書面には請負金額と認定日の記載事項があり、設計変更を先行して行っている場合には、変更契約書が認定日よりも遡るため、設計金額が確定するまでは認定調書を発行してもらえない現状があります。

この設計変更の金額が未定のまま施工している場合は、せっかく県から導入していただいた中間前金払も請求できないまま竣工間近になってしまい竣工代金の請求に代わってしまう状況があります。

昨年度は、契約変更ガイドラインに基づき、契約変更に先立って指示を行う場合には、指示書等の書面に概算金額の増減を記載するよう指示して頂いたという回答を頂きました。しかし、現状は指示書ではなく、変更契約書が取り交わされるまでは、中間前払金の請求が出来ない状況が散見しております。中間前払金は、発注者、受注者ともに現場の出来形検査を省略し双方の負担を軽減して、迅速に資金調達ができる制度です。現在、急激な円安や物価高騰に直面しており、企業にとってはより迅速で多様な資金調達が求められております。再度手続きの流れをご周知のうえ、請求手続きの平準化と迅速な対応をご検討願います。

また、岩手県は、国に準じて中間前金払または部分払いの選択は契約時となっておりますが、適宜変更できることによって、施工途中であっても、合理的かつ迅速に資金調達が弾力的に対応出来るようになります。東日本大震災において甚大な被害があった岩手県、宮城県、福島県の3県においては、岩手県だけが適宜対応できていない状況にあります。今後とも本県においては、自然災害が多い地域でもあり、日頃から多様な資金調達を用意しておくことは必要であります。災害復旧が落ち着いた現状においても宮城、福島においては適宜変更出来る状態のままであることを踏まえ、本県においても検討をお願いします。

(8) 地域建設業の社会的役割と公共事業の重要性の戦略的広報について

日本列島で暮らす我々は、脆弱な国土で生きていく宿命にあると言え、東日本大震災以降も全国各地で大規模自然災害が頻発しており、東北地方においても、今年3月福島県沖地震や8月の集中豪雨など、各地で甚大な被害が相次いで発生している状況にあり、更なる国土強靱化の推進や災害時の迅速な対応が必要不可欠であります。

建設産業は、国民生活の基盤となる住宅や社会資本の整備をはじめ、防災・減災、インフラの老朽化対策・維持管理、耐震化を行うとともに、自然災害発生時には、各行政機関との災害応援協定に基づき被災現場にいち早く駆け付け応急・復旧作業や除排雪、鶏インフル埋却対応にあたるなど、常日頃から地域社会の安全・安心の確保を担う「危機管理産業」であります。

建設産業は、このような地域建設業の社会的役割や公共事業の目的を一般の方々に広く理解していただくために、「建設業の役割や魅力」について広く周知広報しております。

しかし、建設産業の大切さや魅力がマスメディアを通じ報道される機会は少なく、災害発生時においても、自衛隊や消防署員の活躍がニュースとして頻繁に取り上げられる一方で、地域建設業の活躍はなかなか取材対象にならないのが現状です。また、公共事業関係予算が過大であるかのような一部の新聞による報道が物議をかもす等、公共事業に対する国民やマスメディアの理解は十分と言えない状況にあります。

このような状況を踏まえ、県におかれましては、地方建設業の社会的役割や公共事業の重要性・必要性を広く理解してもらうために、様々なメディアを通じ、災害時、除雪、鳥インフル等における地方建設業の活躍についてのプレス報道や、公共インフラ整備の効果や建設業の役割についてのTV拡散など、一般の方々向けのわかり易い広報を、業界が実施する広報と連携しながら戦略的に実施していただきますようお願いいたします。

2. 生産性の向上について

(1) 災害時における施工確保対策について

政府は、令和2年7月17日東日本大震災の復興推進会議を開き、2021～25年度の5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興事業費を確保しております。

巨大津波に襲われた岩手・宮城両県はインフラ整備の発注が終わり、被災者の心のケアや産業振興などソフト重視に転換し、東京電力第1原発事故に遭った福島県では住民の帰還や移住を促進し、地域を再生する事業が本格化するとしています。

本県においては東日本大震災関係で港湾工事が悪天候、資材や労務単価の高騰などで遅れているものもあります。

また、台風10号関係については、災害復旧・復興工事の本格化に伴い、資材・労務費等への高騰対策や内陸から沿岸への輸送コスト・旅費・宿泊費への手当等については、各種の施工確保対策を講じていただいております。

今後想定される台風、地震、津波による災害への対応について、これまでと同様に専門工事も含め全ての工事並びに資材供給を対象に引続き施工確保対策を講じていただくようお願いします。

(2) 適時・適切な設計変更について

岩手県県土整備部では、平成 29 年 4 月に土木工事における設計変更ガイドラインを策定し、設計積算に当たっては、工事内容に応じて「施工条件明示実施要領」に基づき条件明示するよう徹底するとともに、入札参加者から質問があった場合には、具体的かつ明確に回答するとしております。また、受注者側には、工事着手前に設計図書を照査して、着手時点における疑義や施工中に疑義等が生じた場合には、その都度発注者と「協議」を行いながら進めることとしております。

しかし、昨今は、資機材の物価高騰に加えて品薄で調達が難しくなっているため、工事の遅延や一時停止の原因となっています。については、工期の弾力的な対応をしていただくとともに、次のような場合には設計変更等の適切な実施をお願いします。

- ① 適切な設計図書の変更や、これに伴い必要となる請負金額や工期の変更
- ② 建設資材の入手難を原因とした工事の遅れなど、受注者の責めに帰すことができない事由により工期が遅れる場合の適切な工期の変更
- ③ 遠隔地の資材調達や地域外からの労働者確保に係る設計変更等

また、発注工事の多くが設計変更の対象となることから、「協議」した場合は設計変更ガイドラインに沿って、現場担当職員を含め組織が一体となって迅速に対応していただくとともに、工事完成間近になってから、数回の変更を一括で変更契約を行わないようお願いします。

(3) 生産性の向上につながる ICT（情報通信技術）の活用について

東北地方整備局では、平成 28 年度から ICT 活用工事を推進し、生産性の向上に寄与する施策を展開しております。平成 30 年からは ICT 土工実績証明書を発行、令和 2 年 1 月までに同証明書の発行が東北 6 県、仙台市へ拡大し、令和 2 年度から、証明書発行の取組みを東北地方の 10 万人以上の都市へ拡大することを目標に掲げております。また、さらなる ICT 普及に向け、工事現場や施工者の実情に合わせて、5 つのプロセス全てで ICT 活用を実施しなくとも評価する、新たな「簡易チャレン

ジ型 ICT」を試行的に導入し、ICT 未経験企業の参入を促し、東北管内の ICT 活用工事の更なる拡大を目指すこととしております。

東北管内の ICT 活用工事の平成 28 年度以降の実施状況は、一般土木 C ランクの実施率が 38%、実施会社率が 22.8%となっており、施工企業の裾野が広がっていない状況にあり、また、選択方式では、過去に実施した企業でも選択しない傾向も見られるところです。

国土交通省が昨年 6 月に 12 関係業団体を対象に実施した ICT 施工に関するアンケート調査によると「ICT 建機や測量機器が高額なため、中小規模工事での導入コストの投資に見合わないことや、工事の採算性に不安がある」、「ICT 施工に必要な機械の初期コストや建設機械が高い」、「企業役員・職員の理解不足」、「企業職員に 3 次元に対応する人材がいない」などの ICT 施工を地域建設業に普及させるための課題があげられております。

岩手県においては、ICT 活用工事について平成 29 年 3 月から受注者希望型での試行開始以来、適用工種を拡大しながら実績を積み重ね、昨年度からは発注者指定型を導入したほか、ICT 普及や人材育成を目的にセミナーの開催や ICT 建機購入補助にも取り組んでいます。

令和 4 年 4 月からは、ICT 活用工事の発注者指定型を土工及び舗装工で実施することとしています。

いずれ、生産性向上に向けた ICT の活用に地元建設業が積極的に取り組むことができる環境づくりに努めさせていただくとともに、次の事項についてご検討をお願いいたします。

- ① 適正な工事への導入（規模・工種など）
- ② 導入費用が高いため助成制度の拡充（設備投資）
- ③ 最新の積算基準の適用
- ④ 安くて簡便で、かつ規格の統一化

（4）適正な設計・積算について

現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成は、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成し積算内容との整合を図ることとしております。

工事の発注に際し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致

しない場合、また、施工条件について予期することができない特別な状態が生じることにより契約後、直ちに施工できない状況が少なからずあります。

2022年度はかつて経験したことのない建設資材高騰という難局への対応が必要であるなかで、全国建設業協会の調査では、価格高騰分が予定価格に事前に反映されているかは、国は5割、都道府県は6割、市区町村は7割で「反映していない」という結果であり、急激な価格高騰に官積算が追いついていない状況にあるとしております。

工事の発注に際しては、発注時の設計図書のさらなる精度の向上と十分な事前調査をしていただくとともに、コンサル業界の落札率（80%程度）の引き上げと発注監督員のチェックを吟味していただき、適正な利潤の確保のために適正な予定価格の設定のうえ円滑な着工を推進していただきたい。特に、余裕期間制度を使った適正な工期設定や現地に合った建設機械による積算及び数年前の設計図書を単価更新等をしないままに入札に付すことのないようお願いいたします。

また、品確法の趣旨に沿って、建設業に若者が将来を託すことができる産業として、安定的な収入が得られ、建設業だけで生計を維持していけるような労務単価（特に、日給制技能労働者等の処遇水準の確保）にしていただくよう国に要請されるとともに、歩掛りの改定や見積り活用方式の積極的な採用をお願いいたします。

（5）工事書類の標準化・共有化について

東北地方整備局は、工事書類の標準化による受注者の負担軽減のため、自治体工事での国様式の提出を可能とする工事書類の標準化を実施しております。元年度では東北6県・仙台市において工事書類の標準化の調整を完了し、令和2年度から、全市町村との標準化の調整を行い、令和2年12月のデータでは、東北全体（226団体）で約3割（26%：60団体）が標準化が完了、今後5年間で、全市町村（100%）において工事書類の標準化を図ることを目標としています。

工事書類の標準化の調整では、岩手県は標準化率が83%となっておりますので、完全実施されるとともに、なお一層工事関係書類のスリム化をお願いいたします。

また、当初設計の精度の低さから設計照査や変更のための協議書など作成書類が多く、また、施工管理において、電子媒体での提出となっても紙媒体での提出を求められることがあります。

依然として工事書類の作成業務が、現場の生産性や働き方改革の大きな妨げになっており、時間外勤務による書類作成は若手技術者の離職原因にまでなっています。

金額や工種を勘案したうえで、提出すべき書類の見える化をはじめ、徹底したペーパーレス化や国・県・市町村での様式の統一について、更なる推進をお願いいたします。

(6) 営繕工事における工事量の確保と施工における課題について

東日本大震災関係の建築工事の発注も終わり、また、県及び市町村においても学校建築の統廃合などにより建設する物件も少なくなっています。

また、民間工事についてもコロナ禍の影響により新たな物件の発注も少ない状況にありますので、建築企業にとってはかなり厳しい状況にあります。

公共施設の整備に当たっては、防災機能の強化、バリアフリー化、ゼロミッションの実現、老朽化対策の推進等の課題に対応し、CLT（直交集成材）の活用や、機能統合・集約化による維持管理費等の低減、民間活力の活用、資材価格の高騰等への対応などの社会的要請に応えることが求められています。

公共建築工事の積算については、発注者は市場における取引や施工実態の調査、統計分析が価格を決定する上で重要な要素となるほか、標準的な工事期間等の実態を把握しておく必要があるとしています。

建築工事発注に当たっては様々な課題がありますので次の事項について改善または検討をしていただきますよう、お願いします。

1. 建築技術を継承していくためには、計画的な発注見通し（中期財政見通しによる大規模事業）を提示しながら、毎年一定の工事量の確保に配慮願いたい。
2. 建築の物件は限られると思われまますので、各企業の受注機会が増えるよう、発注に当たっては共同企業体による発注基準を緩和していただくとともに、これを市町村へもご指導願いたい。
3. 設計と監理業務を別業者が担当する場合がありますが、このため工事を施工するうえで、スムーズにいかないケースがありますので、設計者と監理は同一となるようにしていただきたい。
4. 「営繕積算方式」の活用等による最新の資材等の取引価格を反映した予定価格の適正化に努めていただきたい。
5. 建築工事の場合、後半に専門工事の部分が集中することから、十分な工期を設定していただきたい。
6. 見積期間は、参考数量の提示はありますが、現在の見積もり期間では働き方改革に対応することは困難なことから、期間を延ばしていただきたい。

3. 入札制度について

(1) 予定価格の適正な設定について

平成 26 年度の改正品確法の第 7 条において発注者の責務として予定価格の適正な設定などが明示され全国統一指標として設定されています。東北地方発注者協議会幹事会での東北の目標は、最新の積算基準の適用及び基準対象外の見積もり活用は、発注者の責務としております。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための、基本的な方針における予定価格の適正な設定は、工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成した設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法上の事業主が納付業務を負う保険料、工事に従事する者の業務上の負傷等に対する保険料、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行うこととしております。

積算にあたっては、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、労働環境の改善状況、ICT の活用状況を含めた現場の実態把握に努めるとともに、これに即した施工条件を踏まえたうえで最新の積算基準等を適用することとし、また、週休 2 日を確保すること等が重要であり、実態を踏まえて労務費、機械経費、間接経費の補正などにより、週休 2 日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上することとしておりますので、実態等を的確に反映した積算により適切な利潤を確保できる予定価格の設定をお願いします。

(2) 低入札価格調査制度について

国土交通省は、平成 31 年 4 月に低入札価格調査基準（調査基準価格）の設定範囲の幅を 10 年振りに「70%～90%」を「75%～92%」に、併せて特別重点調査の基準 4 費目のうち 3 費目について引上げております。

しかし、低入札価格調査基準の構成費目については見直しがされませんでした。令和 4 年度から一般管理費等については、最新の諸経費動向調査の結果を基に、企業として継続するために必要な経費を反映し「0.55」（岩手県は 0.60）を「0.68」に引き上げておりますが、国土交通省の見解では、役員報酬、交際費、福利厚生費及び付加利益等の費目は工事施工するうえで品質に影響がないため、その分は反映していないとしております。また、積算上での一般管理費率は請負額が少ないと割合が低く設定されております。

一般管理費等のうち反映していない費目についても、経営上必要不可欠であると

ともに、企業として雇用している技術者分の工事量が受注できない場合は、一般管理費から給料を支払うことになるなど費目がない役割もありますので、基準値を引き上げていただく必要があります。

岩手県においては、震災関連工事の発注も終り、全体的に発注件数が減少してきていることから低入札が増加している状況にあります。

これにより、県においては、入札制度におけるダンピング防止対策の強化として総合評価落札方式を導入していただいておりますが、その状況であっても90%を下回るの見受けられます。

業界としては、調査基準価格を引上げて適正な利益が確保できるようにしていただくためには、一般管理費等を県独自で0.90まで引上げていただき、失格基準価格の算定においては合計額に乗じる0.95を削除するか、あるいは0.99に設定するなどして、全工事の落札率を95%程度まで引上げて頂き一つひとつの建設工事から適正な利益が得られるような対策を講じていただくようお願いします。

(3) 予定価格の公表について

予定価格の事前公表を禁止する法令はありませんが、国土交通省では、入札契約適正化法の適正化指針において、競争の制限や入札参加者の見積り努力が損なわれることを理由に事前公表を取りやめるよう求めています。

また、品確法の改正における運用指針でも、必ず実施すべき事項として、ダンピング受注を防止するため低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底するとし、予定価格は原則として事後公表とするとしております。

現在、県においては、入札に参加する場合は、入札書に「工事費内訳書（総括）」を添付して入札に参加することを義務付けておりますが、この入札方式では予定価格に合わせて内訳書を作成して入札に参加しているケースも想定され、適正な積算による価格競争となっているか疑問であります。

設計図書の内容を現地調査によって積算する本来の入札方式に切り替え「技術と経営に優れた企業」が施工できるようにすべきであると考えますが、本会としては、段階的な措置として当面の間、土木、建築については、下位等級（B級の一部とC級）のみ事前公表、上位等級（B級の一部とA級）については、事後公表としていただくようお願いします。

(4) 入札参加資格における技術等評価点及び技術提案評価について

県営建設工事競争入札参加資格審査における技術等評価点のうち、土木 CPDS 登録技術者、建築 CPD 登録技術者及び登録基幹技能者を雇用している場合は、1人6点(上限60点)の点数加算になります。そのためには、土木は10ユニット以上(10時間の研修受講)、建築は6単位以上(6時間の研修受講)が必要となっています。

また、岩手県における総合評価落札方式条件付一般競争入札における技術提案評価項目の設定の中で、地域貢献活動の実績として、無償奉仕活動の実績については、工事個所の振興局等管内で前年度における無償奉仕活動の実績が、年3回以上の実績ありで0.2の加算、また、配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組状況の評価では、継続教育(当該団体推奨単位以上取得・20ユニット)の証明有りで0.2を、継続教育(当該団体推奨単位の2分の1以上取得・10ユニット)の証明有りで0.1となっています。

各企業とも、受注量も減少している中で、限られた技術職員で対応しているため、各種研修、講習会への参加は厳しい状況にあることから、評価点については、引き続き現状を維持していただきますようお願いいたします。

目 次

専門工事・設計・資材などの分野

1. 働き方改革について

- (1) 公共事業予算の確保について 【岩手県測量設計業協会】
- (2) 国土強靱化の積極的推進について 【岩手県鉄構工業協同組合】
【岩手県アスファルト合材協会】
【岩手県測量設計業協会】
- (3) 働き方改革及び担い手育成確保推進に資する仕事量確保、予算確保について 【岩手県空調衛生工事業協会】
- (4) 週休二日制や労働時間短縮を考慮した適正（柔軟）な工期設定について 【岩手県電業協会】
【日本塗装工業会岩手県支部】
- (5) 若年者の確保、育成について 【岩手県電業協会】
【岩手県アスファルト合材協会】
- (6) 県内建設関連企業への積極的発注拡大について 【岩手県測量設計業協会】
- (7) 工事の発注時期や工期末の分散により、労務の平準化が図られる発注の実現について 【岩手県防水工事業協同組合】
- (8) 小規模専門業者への就職促進のための施策について 【岩手県防水工事業協同組合】
- (9) 若年者の技能育成と雇用維持に対する雇用支援策の拡充について 【岩手県防水工事業協同組合】
【日本造園建設業協会岩手県支部】
- (10) 補償コンサルタント業務の発注拡大について 【日本補償コンサルタント協会岩手県部会】

2. 生産性向上について

- (1) 公共工事における落札率の引上げと適正な工期について 【岩手県電業協会】
- (2) 労務費の引上げについて 【岩手県警備業協会】
- (3) 建設資材等の地元調達について 【岩手県生コンクリート工業組合】
【岩手県建設資材連合会】
【岩手県採石工業組合】

- (4) 適正な設計・積算について
 - 【岩手県生コンクリート工業組合】
 - 【岩手県コンクリート製品協会】
 - 【岩手県採石工業組合】
- (5) 適正な工期設定について
 - 【岩手県鉄構工業協同組合】
- (6) ICT 等新技术を活用した生産性向上について
 - 【岩手県測量設計業協会】
- (7) 橋梁補修・耐震補強設計の積算基準について
 - 【岩手県測量設計業協会】
- (8) 実勢に沿った資材等の積算について
 - 【岩手県電業協会】
 - 【岩手県防水工事業協同組合】
 - 【岩手県アスファルト合材協会】
 - 【岩手県コンクリート製品協会】
 - 【岩手県採石工業組合】
- (9) 災害時の対応について
 - 【日本補償コンサルタント協会岩手県部会】
- (10) 技能検定試験の安定実施に向けた始動支援の継続について
 - 【岩手県防水工事業協同組合】
- (11) アスファルト廃材の有効利用について
 - 【岩手県アスファルト合材協会】
- (12) 通期での雇用確保について
 - 【岩手県警備業協会】

3. 入札制度について

- (1) 総合評価における評価項目の見直しについて
 - 【岩手県鉄構工業協同組合】
- (2) 機械設備保守点検整備の一括発注について
 - 【岩手県鉄構工業協同組合】
- (3) 総合評価の発注について
 - 【日本塗装工業会岩手県支部】
- (4) 働き方改革と担い手確保について
 - 【岩手県測量設計業協会】
- (5) 建設関連事業の県内建設関連企業への発注拡大について
 - 【日本補償コンサルタント協会岩手県部会】
- (6) 条件付一般競争入札資格基準等の見直しについて
 - 【日本補償コンサルタント協会岩手県部会】
- (7) 予定価格事前公表について
 - 【岩手県電業協会】
 - 【日本塗装工業会岩手県支部】
- (8) 塗装業者への分離発注について
 - 【日本塗装工業会岩手県支部】
- (9) 塗装業者への発注件数について
 - 【日本塗装工業会岩手県支部】
- (10) 防水工事発注案件において適用されている「技能士雇用会社自社施工要件」を
来年度以降も継続しての運用について
 - 【岩手県防水工事業協同組合】
- (11) 入札制度全般について
 - 【岩手県電業協会】

1 働き方改革について

(1) 公共事業予算の確保について

土木に関する測量、設計業務を合わせた総受注額につきまして、東日本大震災前の10年間はピーク時の半分以下まで減少し、震災翌年には急回復を見せましたが、震災後は再び減少している状況です。受注量の減少に伴い、当協会においても会員数の減少が問題点として顕在化しており、このままの状況が続きますと災害時の対応など「地域の守り手」としての役割を果たすことが困難になると危惧しています。

地方の社会資本は、その整備水準が未だ不十分でありますので、既存の公共施設の維持管理費も増大することが確実視されることから、老朽化対策や「岩手県公共施設等総合計画」及び「いわて建設業振興中期プラン」に基づき公共事業予算の確保についてお願いします。

【岩手県測量設計業協会】

(2) 国土強靱化の積極的推進について

令和2年12月20日に決定した2か年目の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算については、次年度以降からは、当初予算での特別枠で必要な予算を確保するとともに、確実に事業執行をしていただきたい。

国では、発注に当たっては、発注から完成まで複数年の工期の場合、従来の当初予算で充当する国債（国庫債務負担行為）の他、補正予算からスタート・支出する「事業加速円滑化国債」（補正予算スタート型）、を設定していますので、県においてもこの制度を積極的に活用頂き、多工種に渡り計画していただくとともに、確実な事業執行をお願いします。

また、「5か年加速化対策」の終了後も引き続き、計画的・安定的な予算の確保をお願いします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

【岩手県アスファルト合材協会】

【岩手県測量設計業協会】

(3) 働き方改革及び担い手育成確保推進に資する仕事量確保、予算確保について

建設業界は、週休二日制や有給休暇の取得促進、残業時間の削減などの働き方改革への対応と、担い手の確保、育成は喫緊の課題として捉えております。さらには、技能者の待遇改善につながる建設キャリアアップシス

テムへの対応も求められております。

これらの課題を解消するためには、各企業にとってこれまで以上の仕事量と利益の確保が必要不可欠と考えます。

つきましては、労務単価や経費率の更なる引き上げと、土木、建築、電気設備、管設備、鉄構や塗装など、各工種ごとの仕事量の確保とその予算措置についてお願いいたします。

【岩手県空調衛生工事業協会】

(4) 週休二日制や労働時間短縮を考慮した適正（柔軟）な工期設定について

電業協会における働き方改革へ向けた取組み（週休2日制の導入、有給休暇の年間5日以上取得など）のアンケート調査結果によれば年々増加してきてはいますが、一方では屋外産業による天候の影響などにより土日の工事も多く、また、建築付帯工事であるため、工程によっては土日の休日取得しにくい現状も踏まえ、余裕を持った工期設定への配慮とともに、工事履行中にも状況に応じた柔軟な対応をお願いします。

また、塗装工事における請負代金の変更に関する規定、いわゆるスライド条項及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用をお願いします。

【岩手県電業協会】

【日本塗装工業会岩手県支部】

(5) 若年者の確保、育成について

- ① 新規入職者を採用及び継続採用し、雇用している企業への助成制度や入札における優位性の継続的な取組み及びさらなる強化をお願いします。
- ② インターンシップ制度の拡大については、現在、工業系高校（電気関連学科）の受け入れを行っていますが、普通高校や商業系高校の生徒も希望者がいれば積極的に受け入れ業界のPRにつなげたいと思っておりますが、その取組みにあたっては、教育機関の協力が必要と考えておりますのでご支援（後押し）をお願いします。
- ③ 人口減少や高齢化に伴う担い手不足から、インフラ整備やメンテナンスを支える若年者の確保が急務であります。ついては、建設業全体のイメージアップにつながる労働環境の改善と育成施策の展開をお願いします。

【岩手県電業協会】

【岩手県アスファルト合材協会】

(6) 県内建設関連企業への積極的発注拡大について

建設関連業界では更なる技術力向上を図るため、会社研修はもとより協

会独自の各種研修会を企画・開催し、業務の技術研鑽に努めてきています。

発注に当たっては、「県が締結する契約に関する条例」に基づき、「県内で出来るものは県内企業へ」という基本方針を堅持頂くとともに、地域を熟知し、地域社会の経済や人材雇用面等で大いに貢献している県内企業への発注拡大に向けて、入札制度の見直しを進めるなど、下記の項目についてよろしくをお願いします。

① 条件付一般競争入札資格基準等の見直し

ア 交通アクセスの向上、情報ネットワークの発達から地域要件を小ブロック化する意義も薄れ、企業が多く営業所を置くことによる経営リスクの拡大や体力弱体化が懸念されます。また、建設業とは県内企業数に格段の違いがあることも考慮いただき、現行 10 地区の地域要件を広域振興局単位の 4 地区に見直しをして頂きたい。

② 簡易総合評価落札方式入札

ア 現試行において対象とされている当初設計金額の 5,000 千円以上を 10,000 千円以上に引き上げて頂きたい。

イ 応札額によって変動する失格基準価格制度では、失格者が多発する場合があります、結果的に技術力が評価されない恐れがあるので、失格基準価格制度を見直しして頂きたい。

ウ 企業及び配置予定管理技術者の評価における業務評価点の配点について、成績による配点に格差が大きすぎるため、改善して頂きたい。

エ 配置予定管理術者の専任性について、現在の実績情報データベースでは、登録更新に時間を要し評価点に反映されない期間が長くなるので、手持ち業務数の配点も含めて評価方式を改善して頂きたい。

オ 技術移転を促進するため、高度業務における共同設計方式の積極的な採用をして頂きたい。

カ 同一開札日において、同一企業が同一地区又は隣接地区の業務を重複して落札することの無いよう、一括審査方式の導入を検討頂きたい。

【岩手県測量設計業協会】

(7) 工事の発注時期や工期末の分散により、労務の平準化が図られる発注の実現について

発注時期の平準化は以前に比較して改善傾向にあるものの、依然として第一四半期の閑散状態に変化はなく、改修工事及び新築工事においてもまだに第二四半期後半から第三四半期にかけて発注ラッシュが多く見られます。工事が同時期に発注されるため、あらゆる専門職種で「同じ職種が同じ時期に施工をする」スケジュールリングを招き、「瞬発的な技能者不足」を引き起こしています。

優良な品質確保という点から見て、もう少し早めて発注していただくためには、各職種の繁閑がどのように分布するのかをよく考慮していただき、限られた技術者が一年を通じてバランスよく配置されるよう、発注時期の平準化をお願いします。

【岩手県防水工事業協同組合】

(8) 小規模専門業者への就職促進のための施策について

地元零細専門業者は、企業側がいくら採用意欲を持って求人しても新卒就職希望者はほぼ無く、若年人材確保は年々厳しさを増しています。新卒入職者が無い状態は、結果的に近未来の技術者不足に直結する問題であり、専門業者の悩みとなっています。

高校就職担当者が地元零細専門業者の求人には目もくれないケースも多く、企業側の自助と並行し、県立高校が小規模専門業者の求職に積極的に呼応するよう、県側から後押しする採用支援をお願いします。

【岩手県防水工事業協同組合】

(9) 若年者の技能育成と雇用維持に対する雇用支援策の拡充について

県内出身若年者の県内雇用を確保するため「事業の縮小傾向の中で、県内企業はいかにすれば県内の若年者を雇用し続けることができるのか」という見地に立ち、「雇用した県民を雇用し続けさせる」ための施策の一環として、厳しい資金環境にある小規模専門業者向けとして、県内出身者を雇用した場合の雇用助成、教育しながらの資格取得を経て一人前にするまでの教育費用と雇用維持への助成金等の拡充をお願いします。

【岩手県防水工事業協同組合】

【日本造園建設業協会岩手県支部】

(10) 補償コンサルタント業務の発注拡大について

公共事業の早期実現に必要な用地リスクの把握と対応への資料作成、

建物等支障物件の調査等業務には、補償コンサルタントの専門的知識が必要であり、この技術力の向上及び人材の育成には、継続的な業務量の確保が必要となることから、補償コンサルタント業務の発注の拡大について、検討をお願いします。

【日本補償コンサルタント協会岩手県部会】

2 生産性の向上について

(1) 公共工事における落札率の引上げと適正な工期について

働き方改革に関連し、賃金を上げながら、かつ休日も増やすという矛盾する課題の解決には生産性の向上が求められますが、そのためには、工事発注における落札率の引上げによる適正な「利潤」が確保できる入札制度にしていただくとともに、工事施工については、十分な工期を設定した積算体系にしていただくようお願いします。また、ITを利用した工事管理や生産性向上に向けた施工技術や新たな工具などの利用にも当然のことながらそれ相応の設備投資をし、それを活用する人材の育成が必要ですので、行政からの様々な形での助成や支援をお願いします。

【岩手県電業協会】

(2) 労務費の引上げについて

交通誘導警備員の公共工事設計の労務単価は、年々上昇しているものの、他の業種と比較すると未だに低水準となっています。

警備業では、毎年警備員に対して法定教育を実施し、資質の向上を図っており、昨今のコロナ禍においては、医療従事者などとともに社会生活を支えるエッセンシャルワーカーとして注目されている業種でもあります。

つきましては、現状では適正な警備料金とは言い難いことから、警備員の処遇の改善や人材確保の面からも労務単価の引上げをお願いします。

【岩手県警備業協会】

(3) 建設資材等の地元調達について

建設資材等を地元から調達することは、地域への経済波及効果が大きいことから、資材の調達に当たっては、地域経済の再生・活性化、地産地消の観点から県内企業（県内に登記された本店を有する企業）からの資材調達並びに県産材の活用について、再度徹底していただくようお願いします。

特にも、コンクリート構造物の施工にあたっては、「地産地消」の観点からも可能な限り生コンクリートを使用されるようお願いします。

【岩手県生コンクリート工業組合】

【岩手県建設資材連合会】

【岩手県採石工業組合】

(4) 適正な設計・積算について

土木、建築関係の主要な資材の一つである生コンクリートの価格は、セメントや骨材、輸送コスト、人件費等の上昇により、全体に上昇傾向となっています。同じくコンクリート製品の価格につきましても同様であり、さらに製品の主要材料である鉄線・鉄筋や鋼製型枠などの鋼材の価格が上昇しております。

砕石の生産については、エネルギー費用が生産・配送コストの大半を占めておりますが、電力をはじめとする諸費用の急激かつ大幅な上昇で、安定的な再生産ができない状況に追い込まれております。

また、物価資料と実際の単価がタイムラグにより乖離している場合がありますので、現況にあった適正な製品価格の設定と設計書における資材の積算及び設計変更にあたっては、これらのことを踏まえた適正単価とされるようお願いします。

【岩手県生コンクリート工業組合】

【岩手県コンクリート製品協会】

【岩手県採石工業組合】

(5) 適正な工期設定について

公共事業予算の執行にあたり、発注の遅れなどから明らかに繰越となることが見込まれる工事も年度内工期として発注されることがあるため、入札参加の判断が難しい工事があります。そのような工事を発注する場合には、繰越制度などを活用し、適正な工期の確保を図られるようお願いいたします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

(6) ICT等新技术を活用した生産性向上について

国、県等では、建設生産システム全体の生産性向上を図り、地域の暮らしの守り手となる建設関連企業が担い手の育成・確保や業務改善を進めるため、i-Constructionを推進しております。

第7回BIM/CIM推進委員会においては、令和5年度のBIM/CIM原則適用に向けて段階的に適用拡大が図られ、令和4年度には、一般土木、鋼

橋上部における小規模を除く全ての詳細設計で原則適用することにししました。

こうした国の動向を捉え、岩手県におきましても ICT 活用予定工事における測量調査・設計業務発注において、3次元測量及び3次元設計業務の導入をお願いします。

【岩手県測量設計業協会】

(7) 橋梁補修・耐震補強設計の積算基準について

橋梁補修・耐震補強設計業務は見積積算によって行いますが、見積作成に当たり資料取り纏め、現地踏査に多大な時間と労力を要しています。岩手県においても相当数の実績、サンプルの蓄積がなされたものと思料します。

つきましては、他県、各団体の積算基準を参考に、補修に係る基本工種だけでも積算基準の整備をお願いします。

【岩手県測量設計業協会】

(8) 実勢に沿った資材費の積算について

最低賃金の毎年の上昇、働き方改革への取り組みや人材不足の影響から、賃金は上昇、それに伴いメーカー等の資材価格も上昇傾向にあり、更に原油価格の高騰、世界的なインフレ、円安によりかなりの速度で物価上昇が進んでいることから、最新の市場価格を考慮した発注額および設計変更のスピーディーな対応をお願いします。

また、ストレートアスファルトの価格も同様に、原油高の高騰による価格の上昇が予想され、コンクリート製品についても上記の要因等によりセメントや鋼材含め、主要材料の値上げが既に告知されております。

つきましては、今後の発注における積算設計においては、直近の現状単価の見積徴収を行い、実勢にあった積算と物価スライド等の対応をお願いします。

今年度は、原材料価格が大幅に高騰し、資材や商品が値上げとなっていることから、公共工事の工期が長い場合は、スライド条項の適用等による対応となっているものの、なかなか適用されない状況にあります。対象工事については、設計価格への反映の迅速化やスライド適用等、柔軟でかつ先を見据えた対応をお願いします。

【岩手県電業協会】

【岩手県防水工事業協同組合】

【岩手県アスファルト合材協会】

【岩手県コンクリート製品協会】

【岩手県採石工業組合】

(9) 災害時の対応について

災害発生時に緊急対応を要する土地・建物の権利調査、用地測量、物件調査算定、地盤変動影響調査など事業損失事前等調査の実施に関し、(一社)日本補償コンサルタント協会東北支部岩手県部会との「災害時等における応急対策業務に関する協定」の締結をお願いします。

(東北では、青森県、山形県、宮城県及び仙台市で締結済)

【日本補償コンサルタント協会岩手県部会】

(10) 技能検定試験の安定実施に向けた始動支援の継続について

技能検定試験受験者数の現状は減少傾向にありますが、入職後の二級技能士受験資格に必要な経験年数及び二級取得後の一級技能士受験までの経験年数等必要となっていますが、年々受験者数が短期的に減少したことを受けて試験実施を縮小しようとする考えは、資格取得に挑戦しようとする者にとっては、定期的に与えられるはずの国家資格のあるべき姿から乖離しているように見え、県内にて人材育成を行なおうとする専門業者にとっては非常に不安を覚えています。安定的な試験実施の維持について、関係機関に必要な推進指導、支援をいただきたい。

【岩手県防水工事業協同組合】

(11) アスファルト廃材の有効利用について

岩手県で製造されたアスファルト合材のうち、再生アスファルト合材は約 8 割を占め、現在、アスファルト廃材から製造される再生骨材が不足している状況にあります。このことから、アスファルト廃材が再生骨材として利用されるようご支援をお願いします。

【岩手県アスファルト合材協会】

(12) 通期での雇用確保について

警備業のうち特に交通誘導警備業務は、会員の 7 割以上の企業が担っておりますが、毎年工事が早期発注により平準化がなされないために、特に、年度当初の 4 月から 6 月にかけての業務が少なく、多くの警備員が日給月給制のため、働いた分だけしか給料が支給されていないことから、定着率

の低下にも繋がっているのが現状です。このため、6月以降に業務量が増えたとしても、求職者が集まらない状況で悪循環となっております。

このようなことから、警備業者の安定した経営及び警備員雇用の確保のために、発注や施工時期の平準化に努め、年間を通じた雇用の確保が出来るようお願いします。

【岩手県警備業協会】

3 入札制度について

(1) 総合評価における評価項目の見直しについて

令和4年度より岩手県内の「鋼橋上部工、機械設備工、鋼工作物工事」の発注量が激減していることから、県内企業の過去5年間の工事成績評定点や企業・技術者の実績が上がらず、県内企業の県外企業に対する優位性を確保することが難しくなる可能性が想定されますので、総合評価においては、以下についてよろしくお願いします。

① 入札参加資格の営業所の所在地について

建設業法に基づく振興局の区域内の営業所を岩手県内に主たる営業所を有することとして頂きたい。(秋田県の例)

② 入札参加資格の配置予定技術者の適切な配置について

資格要件を企業の「同種工事の実績」のみとし、落札決定後に技術者を配置する方式や技術者専任期間の自由が高い余裕期間を積極的に設定する等、技術者を計画的・効率的に配置できるようにして頂きたい。(埼玉県では複数可)

③ 総合評価点算定基準における企業と配置予定技術者の施工経験について

鋼橋上部工や鋼工作物工について、今後、数値的判断基準を満たす県内企業や技術者は減少する方向になると思われることから、製作架設工事の実績の有無のみの評価として頂きたい。(宮城県の例)

④ 県内企業の積極的活用推進について

県において、調達先や下請け先に県内企業を活用した場合に評価・加点する制度はありませんが、他県(宮城県)においては、地域性において調達先及び下請先の企業を活用した割合を評価・加点し、県内企業の活用推進を図っていますので、本県においても、同様の方式を検討して頂きたい。

⑤ 特定建設工事共同企業体対象工事の発注額について

「鋼橋上部工並びに鋼工作物工事」が激減していることから、特定建設工事共同企業体対象工事の発注額を技術的難度に拘わらず5億円以上から、2億円以上に引き下げて頂きたい。

⑥ 鋼橋上部工工事と鋼橋補修工事の取り扱いについて

「本来、鋼橋上部工は鋼構造の総合的技術が必要であり、自社工場を保有し、鉄鋼材料、設計、製作、架設、防錆、維持補修、コンクリート合成作用などに一貫して取り組むことで初めて総合的な鉄構技術が涵養され、優秀な技術者が育まれる」と認識しておりますので、鋼橋上部工の補修工事について、引き続き鋼橋上部工事として発注されるとともに、県内に自社工場を保有している企業を評価・加点して頂きたい。

【岩手県鉄構工業協同組合】

(2) 機械設備保守点検整備の一括発注について

震災復興がほぼ完了し、昨年度から水門・陸閘等は本格的な維持管理（保守管理）の時代を迎えています。これらに関わる機械・電気設備の保守点検業務は、各施設ごとに管理者が単年度発注により実施していますが、緊急時の対応、処置の迅速化が図れると思われることから、これを地域ごとに一括発注し、且つ、複数年発注による維持管理とするよう検討頂きたい。

【岩手県鉄構工業協同組合】

(3) 総合評価の発注について

塗装工事における総合評価の評価基準は、過去工事における実績点の割合が非常に大きく、その事により実績点の少ない業者は低入札によるダンピングが多くなり、また、塗装工事で発注された場合でも通常塗装工事を生業としていない業者が入札に参加する形が横行している事実が有り、実際には半数以上が塗装技能士を有していない業者によって落札される事態に至っております。

総合評価の点数が高い企業に受注が固定化される今の総合評価入札の技術評価基準に、登録基幹技能士のみならず塗装技能士においても評価の対象としていただきたい。

また、1億円以下の小、中規模工事については総合評価の点数が少ない業者にも受注の機会を頂ける条件付きの入札制度に変更をご検討していただくと共に、ダンピング防止対策として低入札制度における調査基準価格や失格基準価格の引き上げも併せて検討いただくようお願いします。

【日本塗装工業会岩手県支部】

(4) 働き方改革と担い手確保について

改正品確法では、公共工事に関する調査等が明確に定義されました。発

注関係事務の運用指針も改正され、測量、調査及び設計に関する必ず実施すべき事項、実施に努める事項が明記されました。より良い建設関連業を維持存続するためにも、下記項目についてよろしくお願いします。

① 最低制限価格の引き上げ

ア 経営環境・労働力改善に向け、適正な予定価格に近い受注額を確保するため、最低制限価格を引き上げて頂きたい。

② ワーク・ライフ・バランスの改善及び魅力ある職場づくりに向けた支援

ア 適正な履行期間の確保

イ 発注の平準化と納期の分散化の推進

ウ 新型コロナウイルス感染対策として、業務における監督及び確認検査等の臨場及び打合せにおける Web 活用

【岩手県測量設計業協会】

(5) 建設関連事業の県内建設関連企業への発注拡大について

発注にあたって、「県が締結する契約に関する条例」に基づく「県内で出来るものは県内企業へ」の基本方針を、より一層堅持頂き、入札制度の見直しをお願いします。

【日本補償コンサルタント協会岩手県部会】

(6) 条件付一般競争入札資格基準等の見直しについて

県内の交通アクセスの向上、情報ネットワークの活用から地域要件を小ブロック化する意義も薄れており、現行 10 地区の地域要件を広域振興局単位の 4 地区に見直しをお願いします。

【日本補償コンサルタント協会岩手県部会】

(7) 予定価格事前公表について

「発注関係事務の運用に関する指針」の関係省庁連絡会議にもある通り、「予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする」と記載があります。

予定価格の事前公表は、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることとされていますが、いずれ事前

公表を廃止し、技術力や経営力による適正な競争の確保となるようにお願いいたします。

【岩手県電業協会】

【日本塗装工業会岩手県支部】

(8) 塗装業者への分離発注について

岩手県公共施設等総合管理計画によれば、高度成長期に集中的に整備された各公共施設や橋梁等のインフラ施設が一斉に老朽化し、今後大量に更新・修繕の時期を迎えるとしております。しかしながらほとんどが発注形態としては土木、建築工事の一括発注となるよう予想されます。

今後、発注が予定されている県の発注工事等公共工事での現場管理、現場施工が塗装業界全体の技能、技術の継承となり「担い手」の育成機会となりますので、公共施設や学校改修、橋梁補修の発注については分離して発注していただき、また直接工事における塗装工事の比例割合が多い場合は優先的に塗装工事として発注していただくようお願いします。

【日本塗装工業会岩手県支部】

(9) 塗装業者への発注件数について

県営建設工事の塗装工事発注件数は平成 26 年度以降約半数となっており、これにより、塗装企業の受注機会が大幅に減少しております。こうした傾向が要因の一因となり各企業の管理体制強化や技術向上並びに技能者育成への影響に強く危惧の念を抱いております。

加えて、幅広い受注機会の拡大並びに各事業者の技術革新を後押ししていく上で、県で採用されております各振興局単位の地域限定参加資格につきまして、指定地域の拡大または全県内への発注の検討をお願いします。

【日本塗装工業会岩手県支部】

(10) 防水工事発注案件において適用されている「技能士雇用会社自社施工要件」を来年度以降も継続しての運用について

防水工事の専門発注において施行されている「技能士雇用会社の自社施工要件」は、技能士の存在が所属会社の入札参加資格に直結することとなり、技能士自身が存在の重要性や貴重性を強く認識し、結果として、著しく技能者の意識向上が図られておりますので、本制度は、性急な改変はせず、来年度以降も継続していただくようお願いします。

【岩手県防水工事業協同組合】

(11) 入札制度全般について

- ① 新規入職者及び業界 PR のためにも週休 2 日制導入物件やそれらを考慮した適正な工期設定物件のより積極的な導入をお願いします。
- ② 総合評価落札方式の全面的な実施をお願いします。

【岩手県電業協会】